

主 文

被告人を懲役20年に処する。

未決勾留日数中230日をもその刑に算入する。

理 由

【犯行に至る経緯】

- 第1 16歳頃に家出をして親元を離れた被告人は、知り合ったA及びその交際相手のBと行動を共にし、Aに誘われて3名で同居を始めており、被告人はAの新しい交際相手の位置付けであった。Aは、Bにもそうであったように、被告人に言いがかりをつけて暴力を振るうなどの横暴な態度を示すようになり、耐えかねる被告人はBと共に逃げ出すも見つけられ、Aに連れ戻されてこもごも暴力を振るわれるなどした。引き続き同居する中、BはAにより外出や単独行動の自由を制限されたが、被告人は生活費を得るためにひとりで外に働きに出るなどし、Aから必要な金銭の引き出しなどを任されていた。
- 第2 平成23年頃、同様にAと知り合って誘われ、同居を始めたCは、些細な事柄を理由にAから叱責され、暴力を振るわれ、Aに服従していたものであって、自身が受給する障害年金もAに取り上げられるなどして横取りされていた。Cを含む4名の同居先が、大阪府堺市a区b町c丁d番e号所在の家屋(以下「b町家屋」ともいう。)に移った平成24年頃以降、AはCを服従させる中、食事や水分摂取を制限し、入浴のみならず排泄時のトイレの使用も制限し、おむつを着用させたまま排泄させるなどの虐待を加え、その虐待を被告人及びBも分担した。よって、被告人は、平成25年頃から約4年間、Cに対し、後記第1の監禁致傷を行うに至る。
- 第3 並行して、平成28年9月頃以降、Aは、多額の飲食代金を負担させるなどして支配的に接する交友者Dに家出をさせて親元から引き離し、b町家屋で同

居させ、運転をさせるなどの様々な指示に応じさせ、暴力を振るうほか、食事や水分摂取を制限し、これらはDを外に連れて行くときにも同様であった。Cと同様に入浴や排泄関連の虐待を加え、そのような虐待を被告人及びBも分担し、途中からはAの交友者であるE及びFもDに暴力を振るうなどして虐待に加わった。よって、被告人は、平成28年9月頃から平成29年8月17日のD死亡までの間、同人に対し、後記第2の監禁及び殺人を行うに至る。

【罪となるべき事実】

被告人は、

第1 A及びBと共謀の上、平成25年頃から平成29年11月16日までの間、前記のとおり同居先であったb町家屋の2階寝室において、自身を含むその3名の暴力等を受けて畏怖し、抵抗できない状態のC（当時34ないし38歳）を同寝室押入に入れて閉じ込め、その動静を監視カメラの映像及び直接の目視等により監視するなどし、同人が同所から脱出するのを著しく困難にし、もって監禁し、その際、同監禁行為に伴う長期臥床により、同人に加療約2か月間を要する廃用症候群の傷害を負わせた。

第2 Cに続いて同居を始めたDに対し、

1 A及びBと共謀の上、平成28年9月頃から平成29年8月15日までの間、b町家屋の2階和室において、自身を含むその3名の暴力等を受けて畏怖し、抵抗できない状態のD（当時30ないし31歳）に対し、その動静を監視カメラの映像及び直接の目視等により監視するなどし、同人が同所から脱出するのを著しく困難にし、もって監禁し

2 前記のとおり行動の自由を奪われ、身体の生理機能を害される虐待を受け、E及びFが加わった5名から暴力を振るわれるうちに細菌性肺炎を発症して衰弱したDは、平成29年8月15日頃、集中治療室等の設備の下で医師による適切な医療を受けるのでなければ死亡する危険が高い状態に陥ったところ、その事情を認識した被告人、A、B、E及びFは、Dが病院に運ばれるのに伴って

上記の虐待や暴力等が発覚するのを恐れたことなどから、滋賀県内にある空き家の状態のE所有家屋にDを移動させて監禁し、同医療を受けさせないで死亡させる旨の謀議を行い、よって被告人は、A、B、E及びFと共謀の上、殺意をもって、同日頃、b町家屋の2階和室から滋賀県近江八幡市f町g番地h所在のE所有家屋（以下「f町家屋」ともいう。）まで、衰弱して身動きできないD（当時31歳）を、A、E及びFの担当により自動車に乗せて連行し、同日頃から同月17日までの間、同家屋において、監視カメラの映像及び直接の目視等により監視するなどしてDが同家屋から脱出するのを著しく困難にし、もって監禁するとともに、その間、医師による適切な医療を受けさせないでDを極度に衰弱させ、病状を一層悪化させることにより、同日、同家屋において、細菌性肺炎に基づいて同人を死亡させ、殺害した。

【争点に対する判断】

第1 被告人及び弁護人の主張内容

被告人に見過ごせない程度の知的制約があることや、首謀格のAから激しい暴力を振るわれ、性的行為を強要されるなどして屈服させられ、その関係性の影響が続いていたことなどに照らし、各犯罪の成立要件は満たされていなかった、と主張するものである。

具体的には、判示第1の監禁致傷について、Cに対する監禁を回避し又は取り止めるなどの適法な対処について、当時の被告人にこれらを期待することはできず、期待可能性を欠くから責任を負わせられない、という。

また、判示第2の監禁及び殺人について、被告人は、Dが死亡する危険が高い状態に陥っている事情、及び、そのDを連行、監禁して医療を受けさせず、死亡させる計画実行の事情のいずれも認識できていなかったから、殺意を備えておらず、共犯者との間で利用補充しあう関係を形成したともいえない以上、殺人を共謀した事実もない、というのであり、併せて、Cの場合と同様、殺人を回避するなどの適法な対処に係る期待可能性が欠けていた、というのである。

第2 前提となるべき首謀格との関係性、及び知的制約の程度について

- 1 関係証拠によれば、被告人は、判示のとおりBと共に逃げ出すも、連れ戻されてAから暴力を振るわれ、これにとどまらず性的行為を強要されるなどの手酷い仕打ちを受けたと認められる。また、被告人の手元に入る金銭はその後Aによって管理され、経済的にも同人の干渉が行き届くようになったと認められる。
- 2 しかし、Aとの関係性を掘り下げて見ると、同人は非常に狡猾な人物であり、利用価値のある者を巧妙に手元に取り込み、暴力を交えて支配し、反駁させないように徹底して監視するなどの行動傾向があると認められる。被告人及びBがAに反駁して逃げ出した際もこの傾向が現れ、その後Bは行動や連絡の自由を制限され、排泄のために単独でトイレに向くことも許されず、Aの外出時には足をくくられているなどの状態に貶められていたと認められる。他方の被告人は、行動全般に強度の縛りを受けることはなく、同居生活の生活費を得るために外に働きに出てもおり、工場やコンビニエンスストア、たこ焼き屋の勤務をこなし、必要な金銭を引き出すことについてもAから委ねられていた。通常の通信機能を備える携帯電話機を1台保有し、Aと等しく保有するその携帯電話機により、それらと接続する監視カメラの映像を見てBの動静を監視する役割を分担していた。遅くとも、b町家屋に移転した平成24年頃以降、Aから被告人に対する暴力は振るわれず、並行して被告人は上記のとおり行動の自由を保持し、重要な役どころを任されるようになっていたと認められる。支配されるだけの関係にはなく、むしろ、Aの意向に沿うように振る舞い、取り入るようにして、まさに交際相手相応の地位を得ていたと認められる。
- 3 被告人の地位は、その後、Dに対する虐待や監禁が行われる前後にも保持されていたと認められ、このことは、関係者の認識や、客観的なやり取りの記録にも根拠を見いだせる。E、F及びBは、被告人がAに屈服していたとは証言しておらず、むしろ、被告人はAに対しても意向を表明できる立場にあった旨の供

述が、それら証言に含まれる。関係者間のLINEを用いたやり取りの記録等を通覧すると、Aと被告人のやり取りは、交際中の対等な男女間のメッセージの交換とみられるものであって、そのうちには、D死亡の事実を省みるかのようなAのメッセージに対し、これと真逆の、Dに対する敵意を表す意見を被告人が述べ、Aが翻意するやり取りや、D死亡後に同人との関わり合いの証拠を隠滅するに当たり、被告人からAに対し、隠滅対象の物品の取りこぼしがないように助言するやり取りが含まれる。以上によれば、Dとの関わり合いの中でも、Aの傍らで被告人が築いた地位に変動はなく、補佐役ともいえる立場にあったと認められる。

- 4 そして、被告人が、本件の2名の被害者に対する監禁や虐待に際し、主導するAの手前、不本意ながら仕方なく追従したかといえ、肯定できない。Cの証言によれば、Bは、A不在時であるなら幾らか温かみのある態度を示してくれたが、被告人にそのような節はなく、A不在時に独自にCに暴力を振るうことすらあったと認められる。Dに対する虐待の様子が記録された映像等によれば、居合わせる被告人の言動や表情に不本意さや苦渋の心情をうかがわせるものはなく、苦痛を受けるDの様子を見てあざ笑うような言動のほか、同人を罵り、あるいは更に痛めつけるように周囲にけしかける言動が随所にみられる。D死亡後のメッセージの詳細を見ると、被告人は、自身の母親危篤の際のDの態度が腹立たしかったから、死亡させたのもやり過ぎとは思わない、運転役の同人が居ないと買い物は不便だが、かえってすっきりした、問題がなければ沖縄旅行に近々出掛けられる、などとその心情を自発的に述べたと認められる。

総合すると、Aが主導した被害者2名の監禁や虐待について、被告人も是認し、同調し、自らも加わって推し進める態度を示していたと認められるのであり、その態度は、Aに屈服させられて行動の自由を奪われる中で不本意ながら示されたのではなく、むしろ、行動の自由を保持しつつAの補佐役ともいえる立場にあって、任意に示された態度であったと認められる。

5 併せて、知的制約の程度も検討し、関連の鑑定の結果を吟味した。被告人は療育手帳の交付を受けており、平成20年に軽度知的障害の判定を、同25年に中度知的障害の判定を受けていて、鑑定結果も、小学校低学年程度の認知能力にとどまると結論付けた。鑑定結果によれば、被告人は、他者の置かれている状況や時間的な展望の想像が困難であること、複数の事象を関連づけて統合するのが困難であること、抽象的な事柄が理解できないこと、パターンの繰り返しはできるが急な変化には対応できないこと等々が指摘されており、これらが影響を及ぼし、通常の様子が働かないまま各犯行に関与したと分析されていた。

しかし、各所に認定した被告人の言動のほか、単純とは言い難い職務内容の職場で無難に働いていたとみられるその実績、狡猾で周到なAに取り入り、信頼を得るに至った実績、証拠隠滅の場面等に現れたとおりの先の見通しの備え等々のほか、育児の経験のない被告人が3歳以下のEの幼子2名をしばらく一人で預かり、無難に監護を果たしたとみられるその実績を並べて評価すると、鑑定結果の指摘は当を得ない。前提とすべき事実関係の欠落があるか、前提とした事実関係の評価が誤っているか、いずれかの問題を孕んでいると考えられる。被告人の知的制約が深刻なものとはいえ、その制約が適法な振る舞いを妨げ、犯行への関与をたやすく導いてしまったなどという見方はできない。

第3 判示各犯罪の成立要件が満たされるかどうかについて

以上の検討結果を踏まえ、順に、犯罪の成否を判断する。

1 判示第1の監禁致傷について

弁護人は、知的制約や、Aに支配された関係性の影響により、被告人に適法な行為の期待可能性はなかったと主張するが、既に検討したところによれば、Cの監禁を回避し、あるいは取り止めるという適法な行為の妨げになる程度の知的制約や、支配関係の影響があったと疑う余地はない。十分に行動の自由と判断力を保持していたと認められる被告人について、適法な行為の期待可能性が欠けていたとはいえ、責任を負わせる要件に不足はない。共謀等の要件に

欠けるところもなく，判示第1の監禁致傷罪の共同正犯の成立が認められる。

2 判示第2の1の監禁並びに同2の監禁及び殺人について

(1) Dに対する判示第2の1の監禁について，弁護人は，前同様に適法な行為の期待可能性がなかったと主張するが，既に検討したところによれば，この主張は前同様に採用できない。共謀等の要件に欠けるところもなく，判示第2の1の監禁罪の共同正犯の成立が認められる。

(2) Dに対する判示第2の2の監禁及び殺人について，被告人に殺意及び共謀の存在が認められるか否か，検討する。

ア 関係証拠によれば，平成29年8月15日未明にb町家屋の2階和室から運び出される直前のDは，軽度の意識障害が出現し，立ち上がることもできず，食べ物や水を飲み下すことすら困難となるなど，著しく衰弱しており，そのまま医師による適切な医療を受けさせないで放置すれば，近い時期に死亡する危険性のある状態に陥っていたと認められる。A，E及びFがこのDを自動車に乗せてf町家屋に連行し，同家屋で監禁するとともに，その間，医師による適切な医療を受けさせなかった行為は殺人の実行行為に当たるし，事態を認識して連行等に及んだA，E及びFには，それがDを死亡させる危険性が高い行為と認識して同行為を選択する意思，すなわち，殺意があったと認められ，相互に共謀していたとも認められる。

イ 被告人についても同様に殺意及び共謀があったか否かに関連して，被告人の公判供述は当時の記憶がないと述べるものであり，弁護人も，被告人の当時の居場所は不明であり，連行等の話し合いに加わった証拠はないと主張する。

(ア) しかし，Eは，その所有家屋にDを連行する計画に強く抵抗を覚えたため，運び出しに先立ち，Aから全てを押しつけられている旨の愚痴をこぼしたところ，居合わせる被告人が「A君にケツ拭かせる気か。」などと言い返し，Aに面倒を掛けないよう強く促してきた旨，証言した。当時，b町家屋の2階

寢室の押入内に監禁され、聞こえてくるAらの発言に敏感になっていたとみられるCも、Eとの会話の中で被告人が上記の発言をするのを聞き及んだ旨、証言した。これらの証言内容の一致は、重視に値するのであり、他方で、被告人の所在に関するF及びBの証言が不明瞭であることを踏まえても、着目すべき積極証拠といえる。

- (イ) 関連して、b町家屋内を撮影していた映像と、関係者間のLINEのやり取りを整合させると、同月14日の夜に同家屋内に来ていたEの幼子が、翌朝には生活の本拠である別所に移動していたと認められ、この移動に付き添えるのは被告人のほかに想定し難いことを併せれば、日付が変わる前後のb町家屋の話し合いの場には、幼子と共に被告人も居合わせていたとみるのが自然であり、この点でE及びCの証言は整合的である。
- (ウ) そもそも、Dの連行等の計画は、同人がb町家屋で死亡し、同人に係る虐待はもとより、Cも監禁している事情等の全貌が発覚するのを防止するため、狡猾で周到なAが立案した計画であるところ、連行等を担当するEの幼子の子守りをする存在であり、また、従前、被害者2名の監禁に深く関与していた被告人に対し、Aが事前に計画を知らせないとは考えにくい。Aの傍らで被告人が築いていた立場等にも照らし、Aは被告人に事情を伝えようとし、これを実践したと推認できるのであり、この点でもE及びCの証言は整合的である。事後のLINEのやり取りや通話の痕跡等を見ても、被告人に計画が伝わっていなかったことをうかがわせるものはなく、推認は妨げられない。
- (エ) E及びCの証言に依拠できるから、被告人はDの連行等の計画を事前に把握していたと認められ、すなわち、衰弱して死亡する危険性が高い状態に陥っている同人をf町家屋に連行して監禁し、医療を受けさせないで死亡させる事情につき、これらを認識して殺意を備え、その旨の意思疎通を判示共犯者との間で交わしていたと認められる。

ウ 続いて、共謀と評価できるほどの関与を果たしたか否か検討するに、関係

証拠によれば、被告人は、Dの連行等に際し、前記のとおりEに役割を果たすよう強く促す働き掛けをした。また、f町家屋でDを監視し、その死亡まで同伴する予定であったとみられるEに代わって、幼子の子守りを引き受けており、Eに一層強く働き掛けることにもなる幼子関連のこの役割は重要性が高く、不可欠であった。連行後のDの様子を、b町家屋にいるBがSkyperのモニターで監視できる装置の設置に当たっては、被告人が助言をして完遂に至らせた。被告人は、LINEや通話を通じ、A及びEとDに関する連絡を随時取り合って連携の維持に努めており、f町家屋からいったん戻ったAが再び出向いてDの死期を確かめる際には、被告人も同道して出向いており、Aを補佐したとうかがわれる。Aのもう一つの気掛かりであったとみられるb町家屋のC及びBの動静は、被告人が監視を受け持っていたと認められる。D死亡後の証拠隠滅作業において、被告人はAの指示に応じ、あるいは前記のとおり逆にAに助言を差しのべるなどし、自身が経営するたこ焼き屋の2階にDが住んでいたように装う工作をしており、このような事後の態勢を整えておくことで、計画の遂行に寄与したと認められる。

以上の認定ないし評価が関係証拠から導かれるところ、これらは、被告人が手助けにとどまらず、まさに計画に加わる一員として、Aら共犯者との間に意思疎通を交わし、相互に利用し補充し合う関係を形成し、その発現としての重要な関与を果たしたことを示しており、その関与は、前記認定のとおり被告人自身も加わって推し進める姿勢で果たされているから、被告人は、殺意を備え、共犯者らと共謀して、Dの連行等を内容とする殺人の犯行を遂げたと認められる。

- エ 殺意及び共謀の点に関してもなお、知的制約の影響から意思疎通を交わせていなかったなどと指摘する弁護人の主張のうちに、採用できるものはない。
- (3) 弁護人は、Dに対する判示第2の2の監禁及び殺人の関係でも、前同様に適法な行為の期待可能性がなかったと主張するが、既に検討したところによ

れば、この主張は前同様に採用できない。他の要件に欠けるところもなく、判示第2の2の監禁罪及び殺人罪の共同正犯の成立が認められる。

3 結論

そこで、判示第1の監禁致傷の共同正犯、同第2の1及び2の監禁及び殺人の共同正犯の事実を認定し、他方で、期待可能性の欠如の指摘を含む被告人及び弁護人の主張をいずれも排斥した次第である。

【法令の適用】

被告人の判示第1の所為は刑法60条、221条、220条、204条に、判示第2の所為のうち、1及び2の監禁の点は継続する1個の監禁行為であるから刑法60条、220条に、2の殺人の点は刑法60条、199条にそれぞれ該当するところ、判示第2の2の監禁と殺人は1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、第2の1の監禁ともあわせて刑法54条1項前段、10条により以上を1罪とした上、重い殺人罪の刑で処断し、判示第2の罪について所定刑中有期懲役刑を選択し、以上は刑法45条前段の併合罪であるから、刑法47条本文、10条により重い判示第2の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役20年に処し、刑法21条を適用して未決勾留日数中230日をもその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

【量刑の理由】

- 1 本件は、被告人が、共犯者らと共謀の上、被害者1名を監禁してこれにより傷害を負わせ(監禁致傷)、続いてもう1名の被害者に虐待を加えるとともに監禁し、よって衰弱した同人を別の場所に移動させて死亡に至るまで監禁を続け、その間、適切な医療を受けさせない態様の殺人を行った犯行(監禁、殺人)の事案である。
- 2 最終的に行き着いた殺人の罪は、危険な凶器を用いて積極的に生命を奪う行為等を内容としていないが、絶命に向かう被害者の様子を把握しながら見殺しにする態様であって、それ自体、生命を軽んじる態度が著しく現れている。何よりも、

その状態に至るまでに犯人らが様々な虐待を加え、監禁する行為が長く先行していたことが特徴であり、また、並行して別の被害者を長期間監禁しており、これらの犯罪の発覚を防止しようとする身勝手極まりない動機により、遂に殺人にまで行き着いたところに大きな特徴を有するのであって、すこぶる悪質である。

3 加えて、本件の各監禁の実態は、あまりにも酷いものであった。

先行の監禁は、屈服させた被害者を狭い押入内に閉じ込め、排泄のために出ることも許さず、寝ている間に自由に手足を動かすことも許さず、監視カメラを交えてその動静を徹底して監視するものであった。おむつを着用したまま排泄せざるを得ない被害者は、食事も劣悪なものを与えられ、身体機能が低下して本件の致傷を生じていた。その受給する障害年金の横取りのために閉じ込められ、生き長らえさせられていたというべき実態であり、同人の尊厳は見るべくもなかった。特筆すべきは監禁の期間が4年余りもの長期に及んだことであって、常軌を逸している。被害者の心身に刻まれた爪痕は深く、軽い評価を当てはめようもない。

追加して始められた虐待及び監禁は、その被害者の行動の自由を奪う度合いこそ大きくなかったものの、奴隷ないし玩具のような扱いをするものであった。身体を痛めつけたり辱めを負わせたりして反応を楽しむ虐待が、加害の大部分を占める。逃げないようにするために就寝時は手足を拘束して睡眠薬を服用させており、劣悪な内容の食事はやがて栄養も水分も満足に与えないものとなり、併せて排泄に制限が加えられ、この被害者もおむつを使用させられており、尊厳は見るべくもなかった。監禁の期間は約1年に及び、その長さ以上に、いたぶられ続けた過酷さが際立つ。被害者がいよいよ衰弱し、死亡の危険を生じたところで翻意して救命を図るのではなく、逆に見殺しを選択するという非情な犯行であった。

以上のとおりの非人道的な犯行につき、救い出された被害者が、また、救われなかった被害者の遺族が、それぞれ厳しい被害感情を吐露するのは当然である。死亡した被害者が1名の事案の中にあつて、例えば、終盤の監禁中に積極的な暴行を加えるなどの更に悪質な態様も想定されるから、それらと同等の評価までは

できないが、本件は十分に重い評価が与えられるべき類型の事案である。

- 4 そして、被告人は、長きに渡る各監禁ないし虐待の全般に関与しており、問われるべき刑事責任には大きいものがある。

もとより、犯行を主導したのは、当初、被告人をもその支配下に置き、その他の関係者も順に従わせてその頂点に位置した首謀格の共犯者であるから、比較すれば被告人の寄与の度合いは抑えられたものであり、この事情はよく踏まえて考慮に入れることとした。首謀格の支配に直面した際、被告人が年若い世代であったことや、その知的制約の存在については、同様に考慮に入れることとした。

しかし、各犯行の頃の被告人は、支配されるだけの関係にはなく、補佐役とも評価できる地位に至り、よって十分な行動の自由と判断力を保持していたのに被害者らを救うのではなく、その苦痛に長く向き合っている間に関与を続けた。首謀格による虐待等を是認し、同調し、自らも加わって推し進める態度を示していた。従属性を理由に非難を抑えるのには限度があり、知的制約の程度の考慮についても同様である。殺人の犯行において被告人が様々に果たした役割は、最も密に被害者の監禁を実行したEのそれに比べて大きく劣るものではなく、同等とも評価できるから、この点で非難を抑えるのにも限度がある。そのほか、被告人に前科がないことや、被害者らに詫びる言葉を述べていることなどについても検討したが、同様に考慮は深まらなかった。

- 5 総合すると、各犯罪の犯情が非常に悪質である上、これらに寄与した度合いにも大きなものが認められる被告人の刑事責任は、首謀格の次に重い位置付けにあることを明確に示すものとなるべきであるから、その評価を、検察官の科刑意見にいう範囲に押しとどめることはできないと判断した。

よって、主文の刑を量定した次第である。

(求刑：懲役18年)

平成30年12月25日

大津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官

伊 藤 寛 樹

裁判官

高 橋 里 奈

裁判官

加 藤 靖 之